民　生　教　育　委　員　会　会　議　録

招　　集

令和８年９月２４日（木）午前１０時　議会委員会室

出席委員（８名）

（委員長）塚　田　佳　充　　（副委員長）伊　藤　ひろえ

岡　田　啓　介　　小　枝　桃　子　　錦　織　陽　子　　前　島　　秀

三　木　三　枝　　矢田貝　香　織

欠席委員（０名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】松本部長

［市民一課］小乾次長兼課長　絹谷証明担当課長補佐

［保険年金課］日浦課長　白鳥課長補佐兼保険業務担当係長　藤森健康推進室長

足立年金医療担当課長補佐

【福祉保健部】足立部長

［福祉政策課］小西課長　安東福祉政策担当課長補佐

［福祉課］田仲課長

［障がい者支援課］伊藤次長兼課長　橋本相談給付担当課長補佐

渡邊相談給付担当係長

［健康対策課］柳田課長　金川統括保健師兼健康総務担当課長補佐

［フレイル対策推進課］桑本課長

【こども総本部】塚田部長　金川次長

［こども政策課］永榮課長　國谷子育て政策担当課長補佐

［こども施設課］桝本子育て施設担当課長補佐　山田子育て施設担当主任

【教育委員会事務局】堀口参事（ＤＸ推進監）　金川局長

［こども政策課］永榮課長　井原課長補佐兼義務教育学校準備担当課長補佐

佐藤学校政策担当課長補佐　遠藤義務教育学校準備担当主査

松下義務教育学校準備担当係長

［こども施設課］前畑課長補佐兼学校施設担当課長補佐

［こども支援課］長尾次長兼課長　植田就学支援担当課長補佐

［生涯学習課］田中課長　永瀬図書館長　松永課長補佐兼生涯学習担当課長補佐

［学校教育課］平野課長　鉄尾課長補佐兼指導・学務担当課長補佐

河村課長補佐兼人権教育担当課長補佐

［学校給食課］長谷川課長　藤岡課長補佐兼給食担当課長補佐

【文化観光局】

［文化振興課］大塚課長　山根課長補佐兼文化財担当課長補佐

出席した事務局職員

毛利局長　田村次長　田渕議事調査担当係長　松田調整官

傍 聴 者

新井議員　大下議員　加藤議員　門脇議員　田村議員　津田議員　徳田議員
西野議員　又野議員　松田議員　矢倉議員　吉岡議員　鷲尾議員　渡辺穣爾議員
渡邉洋介議員
報道関係者１人　一般３人

審査事件及び結果

議案第　９３　号　米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び米子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について　［原案可決］
議案第　９４　号　財産の取得について　［原案可決］
議案第　９５　号　財産の取得について　［原案可決］
陳情第　４　号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情　［不採択］
陳情第　７　号　加齢性難聴者の補聴器購入助成制度創設等を求める陳情書［趣旨採択］

報告案件

・美保中学校区義務教育学校整備事業の今後のスケジュール等について［教育委員会］
・令和７年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について［教育委員会］
・米子市児童文化センター再整備基本構想について［こども総本部］
・行政窓口サービスセンターの廃止について　［市民生活部］

～～～

聞こえが悪くなると日常生活のコミュニケーションが不便になり、生活の質を落とす原因にもなります。既に言われているように、鬱病や認知症の原因になるとも言われています。私たちの身近にも、７０代、８０代になり補聴器をつけている方もおられます。皆さんの周りにも、聞こえが悪く不便を感じていらっしゃる方がおられると思います。加齢性難聴になる原因には、動脈硬化などのような原因はありますが、改善方法としては、手術で治すことができず、補聴器を装着する以外にはないようです。補聴器の購入額は、２０万から５０万と高額で、それ以上するものもあります。補聴器は、老眼鏡のようにつけたその日から効果が現れるものではありません。まず、耳鼻咽喉科で診察してもらい、診断書を持って、補聴器の専門家に調整してもらいながらその方に合わせていくもののようです。人によっては何回も調整が必要な方もおられます。補聴器は高額ですので、誰でも気軽に購入できるものではありません。

鳥取県内では、２０２１年湯梨浜町から始まり、倉吉市、境港市をはじめ、１１自治体で市町村独自に補聴器助成制度を実施しています。全国では、２０２６年３月末現在、およそ６２０市町村が実施しており、その後、実施自治体が広がっていると思われます。私たちは、今後、米子市議会議員の皆さんや米子市内の耳鼻咽喉科、その他医療機関や関連する団体の方々にも補聴器補助制度創設の御協力をお願いしていきたいと思っております。７月には、米子市老人クラブ連合会会長にも、要望している補聴器補助制度の趣旨についてお話しさせていただきました。また、海外では、イギリス、ノルウェー、デンマークなどのように、全額公費負担している国もあります。補聴器購入制度創設に向けて、既に県内で実施している自治体の実施に踏み切った経緯なども参考にしていただき、米子市でも公費補助を実現していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、私たち、新日本婦人の会は、補聴器補助の陳情は初めてですが、米子市議会議員の皆さんから、令和５年１２月議会、令和７年３月議会などで質問され、議論がされていると伺っております。境港市では、２０１９年１２月議会で初めて補聴器の問題を取り上げ、２０２２年１２月議会で前向きな答弁を引き出しました。また、境港市は、鳥取県内で唯一、国に意見書を求めている自治体です。

以上で終わります。よろしくお願いします。

○塚田委員長　説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員　御説明、大変ありがとうございました。このたびの陳情なんですけども、補聴器購入助成制度創設等というふうに書かれておられます。陳情事項の中には、購入制度と、そして、２点目に、米子市が実施している健康診断に聴力検査を組み入れてくださいという２項目を入れていらっしゃいますが、これ以外に、等というところについてどのようなお考えがあるか、もし御説明いただいた以外にあればお願いいたします。

○塚田委員長　北風さん、手を挙げて。

北風様。

○北風氏（参考人）　今回は取り下げたんですけども、境港市のように、国に意見書を上げてほしいということは、２項目として次回、陳情したいなとは思っております。これは、全国の自治体だけで取り組む問題ではなくって、やはり国が補助していただいたりするの

が必要だということを考えて、等ということを書いております。

○塚田委員長　矢田貝委員。

○矢田貝委員　そういう思いがあったけれども、この陳情については入ってないという理解でよろしいんでしょうか。

（「はい。」と北風氏（参考人））

（「分かりました。ありがとうございました。」と矢田貝委員）

○塚田委員長　ほかにございませんか。

前島委員。

○前島委員　説明ありがとうございました。補聴器の購入助成についてお伺いさせてください。お答えできる範囲でお願いいたします。

対象年齢や聴力レベルであったり、所得制限、助成額の上限、再助成等までの期間などで、具体的にどのような制度を想定されているのか。また、それについての、県内で特に参考にすべき自治体等の制度があれば教えてください。

○塚田委員長　北風様。

○北風氏（参考人）　すみません、まだその辺は、この取組を始めて、４月に、実は図書館に行きまして、全国の北海道から沖縄までの助成の資料を頂きまして、こんなにやってるんだということを私たちが認識したのは、４月からです。ですから、まだまだこれから勉強ですし、今、シルバーウイークだったので、実は東京の知り合いがいて、東京都議団にも問合せをしているところなんですけど、東京都なんかは、やはり都議会が多分後押しして各自治体、特に２３区などは１０万円前後の補助をしています。でも、１０万円補助していただいても買えないぐらいのものですので、本当にいろいろ工夫してお金もためたりして、必要な方はね、購入していらっしゃると思います。ですから、今の前島委員さんのお答えにはならないと思いますけれども、私たちもまだまだこれから勉強中です。以上です。

○塚田委員長　よろしいですか。

〔「はい」と前島委員〕

○塚田委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、この陳情の賛同議員であります又野議員の説明を求めます。賛同議員は、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

又野議員。

○又野賛同議員　又野史朗です。賛同理由を述べたいと思います。

この陳情についてですけれども、６５歳以上の高齢者で難聴がある場合の認知症の発症率っていうのが、正常な聴力の方と比べると約２倍になるというふうに、いろんな研究で報告をされています。その予防としては、陳情にありますように、補聴器の使用で認知機能の低下が軽減するという報告、研究の報告もありますし、早期に難聴を認識してそのような補聴器などの対策を行うためにも、定期的な、２番目の項目で、陳情事項にあるんですけれども、定期的な聴力検査が必要であるっていうふうにも言われています。今現在米子市も、介護予防ですとかフレイル予防に大変力を入れておられますので、この陳情を採

択してそのような予防をさらに進めていただいて、市民みんなが長く健康で過ごしていける米子市を進めていただきたいと思いますので、賛同をいたします。以上です。

○塚田委員長　賛同議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

伊藤委員。

○伊藤委員　私は、この陳情は、加齢性難聴に悩む高齢者の生活の質を向上させ、社会的孤立や認知症を予防する上で重要だと思いますので、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

加齢に伴う聞こえの悪化は、単なる日常会話の不便にとどまらず、家族や地域社会とのコミュニケーションを減少させ、閉じ籠もりやフレイル、認知症のリスクを高める要因となることが近年の医学研究でも指摘されています。補聴器の導入を支援することは、高齢者が住み慣れた地域で健やかに自分らしく暮らし続けるための予防的福祉、健康増進施策として大きな意義を持っていると思います。

一方で、補聴器は、単に購入して装着すればすぐに効果が出るというものではなく、個人の聴力に合わせた繊細な調整とトレーニングが不可欠です。購入したものの、耳に合わない、音がうるさいといった理由で使われなくなってしまう失敗を防ぎ、公金による助成効果を最大限に高めるためには、適切な制度設計が求められると思います。そのため、本助成制度の導入に当たっては、支給要件を組み込むことを要望し、賛成したいと思います。

一つは、専門医療機関の受診を必須とすること。単なる加齢による難聴なのか、あるいは、治療が可能な耳疾患が潜んでいないかを医師が診断し、補聴器の必要性を医学的に確認した上で申請を行うプロセスを設けること。２つ目は、認定専門店等での適切なフィッティング、継続調整を条件とすること。認定補聴器技能者などが在籍する専門店舗において本人の聴力や生活環境に合わせた微調整を重ねながら、購入、使用を進めることを要件とすることです。医療機関での正確な診断と専門店での丁寧な調整という、正しく安全な購入プロセスを要件として伴わせることで、高額な補聴器が無駄になることなく、真に聞こえの改善と認知症予防、社会参加につながる実効性の高い支援体制が確立できます。高齢者の健康と自立した生活を守り、健やかな地域社会を維持していくため、米子市において受診、調整を要件とした実効性ある補聴器購入助成制度を早期に創出することを私も要望いたしまして、賛成意見といたします。以上です。

○塚田委員長　次に、錦織委員。

○錦織委員　加齢性難聴者への補聴器購入費補助については、私も一般質問や会派要望で繰り返し求めて、その実施を求めてきたところです。米子市は、フレイル予防には大変力を入れていまして、その一環としてもぜひ実施に踏み切るべきだと思います。実際に、近隣、他の自治体で実施しているのに、なぜ米子市はやらないのかという、そういうことを

少なくない市民の方からお聞きしますし、ぜひ米子市でも実施してほしいということを言われます。高齢者がやっぱり生き生きと社会参加するためにも、聞こえの問題っていうのは非常に大事なことだというふうに思います。この問題解消は、優先すべき施策だというふうに考えますので、それを促すためにも、市議会でぜひこれを採択して、実現の運びに持っていくということが大事なのではないでしょうか。既に米子市も、他市町村などからは聞き取りを随分しておられるというふうに思いますので、あとは、これをやるか、やらないかっていうことについて、議会として後押しをするということが今求められていると思います。採択を主張します。以上です。

○塚田委員長　次に、前島委員。

○前島委員　加齢性難聴の早期発見や必要な方への経済的支援を進めるという趣旨について、賛同をいたします。また、令和７年度に地域包括支援センターからも同方向の政策提言がなされておりますので、市として検討すべき課題であると考えております。

ただ、一方で、補聴器助成の制度設計や健康診査、一律に聴力検査を追加することについて、まだまだ課題等、検討すべき点が残るのではないかなと思いますので、趣旨採択が妥当であると考えます。以上です。

○塚田委員長　趣旨採択で。

〔「はい」と前島委員〕

○塚田委員長　次に、三木委員。

○三木委員　私は、本陳情について、不採択の立場から討論いたします。

加齢性難聴によって日常生活に困難を抱える方への支援の必要性については、私も深く理解するところでございます。しかし、本陳情では、市独自の補聴器購入助成制度を速やかに創設することが求められています。難聴には、程度や、それから、生活への影響に違いがあり、まず、米子市において支援を必要とする方がどの程度おられるのか、実態をしっかり把握する必要があると考えます。また、制度を創設するのであれば、対象となる聴力の基準や所得の要件、それから、助成対象者についても検討が必要です。他自治体で助成制度を導入しているというお話、事例はありますが、現時点では、先行自治体の利用実績や効果、それから、課題を検証することがまず重要であると思います。十分な実態把握や検証を行う前に、市独自の助成制度を速やかに創設するとの結論を出すことは慎重であるべきと考え、今回、本陳情については不採択と私はいたします。以上です。

○塚田委員長　次に、矢田貝委員。

○矢田貝委員　説明を聞きながら、私自身も議会の中で何度もこの創設について質問してまいりました立場から、再び、この陳情について深く読み込みたいなと思ったところで、その上で、この「等」というところについて確認をさせていただいたところです。

私ども、会派を通して米子市に求めてきたところについては、もちろん、補聴器購入費の助成、そして健診に組み込んでほしいということも言ってまいりましたけれども、さらにその先を求めてまいったというところが、この陳情の大きな違いであります。それは、補聴器の購入後、継続して正しくその人が使いこなせるまで寄り添い続けていく、その仕組みが制度の中に必要という考えでございます。そういった点で、この陳情の趣旨は賛同するところでございますけれども、趣旨採択を主張したいところでございますけれども、私どもが考えている購入後のフォローについてこそが重要だという考えがあります。そし

て、現在も米子市において、この仕組みをどのようにするのかというのは、他の市町村等を通して研究も進んでいるところというふうに考えておりますので、この陳情につきましては、私は、趣旨採択を主張させていただきたいと思います。

○塚田委員長　では、次に、小枝委員。

○小枝委員　私は、本陳情が求められるその２つについては、早期に実現というところを求めていらっしゃる。そこは、さっき三木委員がおっしゃったとおり、誰に幾ら、どの条件でっていう、そういった具体的なところをまず検証をすべきかと思っております。もちろん、その補聴器助成に反対だから不採択とかっていうわけではなくて、その目的っていうのは、必要性という意味も理解はいたしますが、その具体的手段に対して直ちに採用をするっていうのは、ちょっとまだその制度設計を考えなければならないという点で、今の段階では不採択を議論したいと思います。その中のやはり大事な前提としては、聴力がどれぐらい足りないのかということと、あとは年齢ですね、加齢性ということなので、年齢というところの具体的な対象基準というのがすごく大切になってくるかと思います。あとは、幾らというところに関しますと、所得制限、関東では１０万とかっていう数字をいただきましたが、困窮者支援なのか、そういった加齢性による全体の福祉政策なのかっていう点も議論しなければならないと思います。そして、その陳情の中にありました、購入金額が２０万円から５０万円とありますけれども、恐らくいろいろなものがありまして、その金額の根拠となるものの調査や資料というものも準備しなければならない。ですので、購入助成をつくり出すためには、実際に制度化できるための距離を測る材料を用意されなければならないという意味で、私もこれから勉強してまいりたいと思いますが、今回、今の時点では不採択とさせてください。以上です。

○塚田委員長　次に、岡田委員。

○岡田委員　私も、今御説明いただいた内容については深く理解をするところではありますけれども、現在、日本で１，４３０万人難聴者の方がおられて、補聴器所有者の方は、極端に、２１万人で１４．７％、これ、２１万人の１．４％だと思いますけれども、非常に少ないということで、本来であれば、国としてきちっとこういう問題に対して対応していただく。そして、また、これ県内で今、１９自治体のうち１１自治体が独自でやってるということなんですけれども、これだけ全国的な問題であれば、少なくとも、例えば鳥取県において、こういった難聴者の方の補助制度というものを市町村と一緒になって、例えば創設をしていただくとか､そういう制度そのものをどういった形で進めていくのがいいのか、市独自でやっていくのがいいのか、そういったところはもう少し、やはり私は研究していくべきだろうというふうに思っておりますので、お考え自体は分かりますけれども、この本陳情に関しては、不採択を主張させていただきたいというふうに思います。以上です。

○塚田委員長　ただいま趣旨採択という御意見がありました。

初めに、趣旨採択についてお諮りいたします。

本件について、趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、錦織委員、前島委員、矢田貝委員〕

○塚田委員長　全会一致ではないですので、賛成多数ですね、賛成多数であります。よって、陳情第７号、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度創設等を求める陳情書については、趣旨採択すべきものと決しました。

次に、先ほど趣旨採択と決しました陳情第７号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長　御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本件は終了いたします。

北風様、本日は御出席いただきありがとうございました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前１０時２３分　休憩

午前１０時３２分　再開

○塚田委員長　民生教育委員会を再開いたします。

次に、陳情第４号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情についてを議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体、鳥取県教職員組合西部支部の長尾明美様に出席いただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますが、説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、長尾様、お願いいたします。

○長尾氏（参考人）　ありがとうございます。教職員組合、長尾と申します。よろしくお願いいたします。

私が本日持ってきました陳情は、米子市議会として以下の事項を国の関係機関に要請することをお願いしたいです。

（１）高等学校での３５人学級を早急に実施すること、また、さらなる学級編制基準の引下げなど、少人数学級について検討することです。こちら、鳥取県は３０人なんですけれども、まだまだ高校は４０人ということで、鳥取県は３０人なんですが、国は３５人っていうところなので、早く鳥取県が全国基準になるように追いついてほしいという願いからです。

（２）学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

（３）自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配定数の削減は行わないこと。こちらが（２）、（３）、国の基準が増えると国から予算が下りてくることで、今、一人一人の教員の負担が増してきている中、教職員が増えると、役割を分散することで働き方改革、長時間労働の是正、あとは、児童生徒に対しての合理的配慮、これが適切に、さらに行われることになると思います。

（４）教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し、意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じることです。こちらは、教職員を一気に増やす、一気に減らすのはやめて、断続的に毎年何十人ずつ入ってくるようにしていただきたいっていうところです。そのために必要な給料など、こちらのほうから措置を講じていただきたいということです。ただいま現状が、４０代から５０代前半の現場の

教職員の数が非常に少ないということもあります。一気に減らすのを、なかなかやめてほしいんですけれども、本年度は定年退職の教職員がゼロのはずだったにもかかわらず、およそ１００人弱の教職員が退職をしています。これにより、さらに若年層とベテラン層の差が開いて、そこをつなぐ４０代、５０代の教職員が現場では非常に少なくなっています。そこが非常に危惧しているところです。

（５）自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じることです。こちらは、地方交付税などを活用して、ＩＣＴ支援員、エアコン、市町村などの市職員を増やして、やはり一人一人の役割を分散することで、働きやすく持続可能な学校現場を実現したいっていうふうに考えております。以上です。

○塚田委員長　説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

前島委員。

○前島委員　ありがとうございました。要旨の（１）についてちょっとお伺いをしたいんですけれども、高校３５人学級の早期実施に加えて、さらなる学級編制標準の引下げも求められていらっしゃいますが、３５人よりさらに少人数とする必要性について、どのような教育上の効果や根拠を想定しているのか、お伺いいたします。

○塚田委員長　長尾様。

○長尾氏（参考人）　根拠と想定ですが、根拠は、やはり、鳥取県の３０人学級というところになると思います。４０人から全国より先駆けて３０人学級にしてくださったことで、やはり、生徒一人一人にかける物理的な時間がまず増えました。なので、授業を置いてきぼりになる生徒が、４０人の頃の時代は、私は生徒だったんですけれども、やっぱり置いていかれる生徒数がほんとに少なくなったなっていうふうに思います。テストなどの平均点のデータは、ちょっと取ってないので分かりませんけれども、さらに少人数の学校をというか、少人数にならざるを得ない日野町や日南町などのデータも見てみると、やはり人数が少なければ少ないほどテストの平均点が上がるっていうようなことは、確認が取れています。

○塚田委員長　よろしいですか。

〔「はい」と前島委員〕

○塚田委員長　ほかにございませんか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員　長尾様、御説明ありがとうございます。この陳情のタイトルなんですけど、ゆたかな学びの実現、そして教職員定数改善を図るということで、中ポチで並列になっております。参考につくられている少人数学級、教職員定数の改善に係る意見書案というところになりますと、少し、このゆたかな学びの実現を目指していらっしゃるというところと違った角度に映っております、私には。そこで確認なんですけど、そもそもこの陳情を国に上げてほしいとおっしゃってる５つの項目については、ゆたかな学びの実現を目指した意見書と捉えていいのか、あるいは、教職員の働き方、処遇改善を求めるための意見書を国に上げてくださいという意見書だと捉えていいのか、ちょっとそこのところを御説明いただければと思います。

○塚田委員長　長尾様。

○長尾氏（参考人）　では、そちらも説明いたします。

まずは、教職員定数の改善を図るということは、先ほども申しましたように、生徒一人一人にかけられる物理的な時間数が増えるということです。それをすることにより、授業の準備数の時間数も増えることになって、さらに、子どもたちにゆたかな学びというか、今よりもさらに充実した学習の機会を提供することができるのではないかと思っています。

○塚田委員長　矢田貝委員。

○矢田貝委員　もう一つ伺ってもよろしいでしょうか。地域とともにある学校という視点で、コミュニティ・スクール、学校運営協議会という形が高校においても推進されていると思っているんですけれども、その辺り、実際にどういう感覚でいらっしゃるんでしょうか。小、中、高の違いといいますか、地域の方との関わり方について、感じておられることがあれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○塚田委員長　長尾様。

○長尾氏（参考人）　コミュニティ・スクールということで、すみません、私が、出身が中学校ということもあり、高校の方の意見がちょっと、なかなか、十分は聞けていないんですけれども、小学校、中学校にやはり地域の方が割と入ってくださって、見てくださっているというようなことで、実は働き方改革のために、教室、小・中学校の清掃の時間を減らそうという動きがあります。その清掃の時間に地域の方々が来て、子どもたちと一緒になって活動をしてくれるっていうような機会が、本当に私が２０年近く前に現場に出たときから増えてきているなっていうふうに感じました。やはり子どもというものは、学校で育てるだけではなくって地域全体、例えば、そちらの図書館での児童生徒の過ごし方、公民館での児童生徒の過ごし方も、地域の大人たちにも見守っていただけることで、地域と学校が手を取って、やはりこういった、将来、この事業を担う子どもたちを成長させていきたいっていうふうになってくれるとうれしいなというふうに思っております。

○塚田委員長　矢田貝委員。

○矢田貝委員　ありがとうございました。

○塚田委員長　小枝委員。

○小枝委員　長尾さん、ありがとうございます。私は、まず、３５人学級にすれば何が改善をするのかという点について確認をさせていただきたいと思います。恐らく、陳情の中にあります教員の負担が軽減されれば、長尾さんもおっしゃったように、きめ細やかな指導ができ、ゆたかな学びが実現するというところの流れかと思うんですけれども、中には、例えば２０数人学級であっても、家庭にいろいろと課題がある生徒さん、不登校や、国籍が外国籍の生徒さんとかっていうことも交ざってくる学級もあるかと思います。そういった意味で、その学級規模の一律化と、必要なところへの加配、どちらがそのゆたかな学びの実現に有効かとお考えか、分かる範囲で教えてください。

○塚田委員長　長尾様。

○長尾氏（参考人）　質問ありがとうございます。そうですね、学校現場が、ただいま非常に不登校のほうが増えてきており、米子市では、本年度から専用の学級を設置していただいたことにより、本当に、現場から、助かっているというか、こういった子どもたちとつながりが持てたままでいることができているというような声を伺っております。

また、鳥取県にはまだまだ入っていないんですけれども、外国籍とか、外国にルーツが

あるお子様が、他県ではかなり入ってきているようで、そうなってくると、実は３５人学級でもなかなか難しいっていうところになってきます。なので、要旨としては、３５人学級を早急に実施とは書いてありますが、やはり、さらなる引下げと、（２）、（３）のように、適切な加配、両方とも同時に進めていただきたいなっていうふうに考えています。

（「ありがとうございます。」と小枝委員）

○塚田委員長　小枝委員。

○小枝委員　すみません、私も４０代で教員を退職し、この課題に加担してしまっているのかなと思うところではありますが、陳情の中の、現場はすごく理解できます、同じ思いであることも多々ありました。その陳情の中の（３）のところについて、ちょっと詳しく、分かりやすく御説明いただきたいです。自治体で国の基準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施とあるんですけれども、できるように加配定数の削減は行わないって、このことがちょっと現場とのイメージができにくくて、御説明いただければと思います。

○塚田委員長　長尾様。

○長尾氏（参考人）　こちらのほうが、弾力的運用というところで、鳥取県が実は、３０人学級ができているのが、一応、国が加配定数を削減していないからということになります。要は、この陳情を出さないことで、ある日突然、鳥取県は３０人でできているというふうに国が捉えて、ここのところの加配定数を、じゃあ、鳥取県は減らしましょうっていうふうに判断をされてしまうと、要は、今、鳥取県が３０人学級でなっている人たちの人件費の１００％を、鳥取県、もしくは米子市が負担しなければならなくなるということになります。なので、今、鳥取県が３０人学級ができているのは、国がここの加配定数の削減を行っていないからということになります。それを防ぐためにも、この陳情書をちょっと提出していただきたいっていうところになります。

（「ありがとうございます。」と小枝委員）

○塚田委員長　よろしいですか。

〔「はい」と小枝委員〕

○塚田委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ほかにないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、この陳情の賛同議員であります伊藤議員及び又野議員の説明を求めます。伊藤委員は、賛同議員の席にお座りください。

〔伊藤委員が賛同議員席に移動〕

○塚田委員長　賛同議員は、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、伊藤議員。

○伊藤賛同議員　陳情第４号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情に対する賛同理由を述べさせていただきます。

この陳情は、子どもたちの健全な育成と豊かな学びの場を保障し、学校現場における深刻な課題を解決するために重要かつ切実な提案であるため、本陳情に賛同いたします。

現在、学校現場では、不登校やいじめ、多様な配慮を要する児童生徒の増加など、解決すべき課題が複雑化、多様化しております。小学校に続き、中学校でも３５人学級が進め

られておりますが、学びの選択肢が広がる高等学校においても、早期に３５人学級を実施し、丁寧で細やかな教育活動を推進することは、全ての子どものゆたかな学びを守り、生き生きと学べる環境づくりにつながります。また、教員の長時間労働や未配置問題は、教員個人の健康問題にとどまらず、授業準備や教材研究の時間不足、ひいては、教育の質の低下に直結する深刻な地域課題でございます。魅力ある学校教育を維持するためには、教職員が専門性を存分に発揮し、情熱と意欲を持って子どもたちに向き合える環境と処遇の改善が欠かせません。新規採用を持続的に確保し、教育現場の基盤を強化するためにも、国による確実な予算措置、財政支援を求める必要があると思います。未来を担う子どもたちの教育環境を整え、現場の教職員が健全に働ける環境を構築することは、地方自治体にとっても最優先で取り組むべき課題でございます。

なお、本陳情の高等学校の部分ですが、鳥取県の行政権限に干渉するものではなく、私学助成等、北斗高校、松蔭高校、北高などございますが、私学を含めた米子市の子どもたちの未来のために、国の教育予算拡充及び制度改善を国へ要請することを目的としております。高校は県の管轄でございますが、そこに通う生徒は米子市の子どもたちであり、地方自治法９９条の趣旨に鑑みまして国に対して意見を上げることは、米子市議会としての責務と考えております。

以上の趣旨を御理解いただきまして、本陳情、採択をいただきますようにお願い申し上げます。以上でございます。

○塚田委員長　次に、又野議員。

○又野賛同議員　私からも、賛同理由を簡潔に述べたいと思います。

皆さんもよくニュース等で目にされるとは思うんですけれども、精神疾患などによる教員の休暇や休職などが高い水準で推移しているのは御存じだと思います。子どもたちのよりよい学び、成長のためにも、教職員の皆さんが元気で働ける職場環境の整備っていうのは、引き続き課題となっていると感じます。教職員の方々の働く環境のさらなる改善が必要であると思いますので、陳情に賛同をいたします。以上です。

○塚田委員長　賛同議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

伊藤議員は委員席にお戻りください。

〔伊藤議員が委員席に移動〕

○塚田委員長　そのほか質疑はございませんか。

前島委員。

○前島委員　現在のちょっと米子の学校についてお伺いしたいんですけども、現在、米子市立学校において、本来配置すべき教員が確保できていない、いわゆる未配置の状況があるのかどうか。ある場合は、校種別、職種別に今何人ぐらいいるのかが分かれば教えていただきたいのと、学校運営にどのような影響が生じているのかお伺いいたします。

○塚田委員長　平野学校教育課長。

○平野学校教育課長　教員の配置状況につきましては、本来、常勤が配置されるべき教員に対して、一定数、非常勤、講師というのが配置されていたり、そういった者が年度途中で教職員が病休に入ったり、産休等に入ったところで配置されていないというふうな状況

は一定数あります。そういったところで、分掌等、いる教職員で対応しているというふうな状況がございます。以上です。

○塚田委員長　前島委員。

○前島委員　ありがとうございます。ちょっと重複するところもあるかもしれませんが、もう１点ちょっとお伺いさせてください。

実際、国ではもう中学校３５人学級などの定数改善が進められているかと思いますが、こうした制度改正によって、米子市では教員配置がどの程度改善する見込みであるのか、それでもなお解消されない課題があれば教えてください。

○塚田委員長　平野学校教育課長。

○平野学校教育課長　配置の権限につきましては県の教育委員会でありまして、十分でない場合は、本市として人材確保についてお願いをしたり、協力をしていったりしている状況でございます。

○塚田委員長　よろしいですか。

〔「はい」と前島委員〕

○塚田委員長　ほかにございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員　１点お聞かせ願います。少人数学級、県と市でやっていただいててありがたいんですけれども、そこの負担額は生じていると思います。令和７年度の米子市の負担額を教えていただければと思います。

○塚田委員長　平野学校教育課長。

○平野学校教育課長　令和７年度の実績におきましては、少人数学級の協力金としまして、小学校は３，６００万円、中学校は２，６００万円の実績でございます。

○塚田委員長　よろしいですか。

ほかにございませんか。

小枝委員。

○小枝委員　すみません、今回、国に対しての制度化や予算措置を求められるという意見書、陳情なんですけれども、市と県として、今後、例えば人口減少で、生徒数は３５って言ってますけど、だんだん少なくなってくることを考えて、教員の負担や学びの質を担保する意味で、今後、例えば中高一貫の公立の学校を創設されるようなお考えっていうのは、今の段階でお持ちですか。分かる範囲で。

○塚田委員長　平野学校教育課長。

○平野学校教育課長　現時点では、そういった話はしておりません。

（「ありがとうございます。」と小枝委員）

○塚田委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

次、こちらから、岡田委員。

○岡田委員　ありがとうございました。この陳情に関してですけれども、見ますと、この政府・与党の動きとして、令和８年度、文部科学関係の予算においては、総額５兆８，８０

９億円ということで、対前年比プラス３，７１５億円を確保して、なおかつ、令和９年度に向けてもこの予算編成に当たって必要な予算を確保していく、増額していくという方向性を示しておられますので、改めて、この陳情という形で国に対して意見書を送るということに対しては、不採択といたしたいと思います。

○塚田委員長　次に、小枝委員。

○小枝委員　私は、その少人数学級でありますとか、教員の働き方改革の必要性そのものについては、とても理解をしております。一方で、現場の課題は、単純に学級人数を一律化しただけでは解決できるものだとは思っておりません。教員の確保であったり、加配の濃度、それから、少人数にすることによって増える、教室を増やさなければならないことでありますとか、大きくは財源、その学校ごとの課題に応じた配置を一体的に考える必要があると思います。なので、今回、５項目を全て国に求められるという内容になっておりますが、その５項目を一括して国に求めることが本当に最適であるのかという点に疑問を感じますので、私は、今回、不採択とさせていただきたいと思います。

○塚田委員長　次に、矢田貝委員。

○矢田貝委員　不採択を主張させていただきます。ゆたかな学びの実現を目指しまして、公明党といたしましても課題認識をして、国において動いてきたところであります。学校と教師の業務の３分類を踏まえた業務の見直しにつきまして、文部科学省の指針に組み込まれたという流れが、我が党としても流れをつくったところでありまして、その３分類は、学校以外が担うべきこと、そして、２点目が、教師以外が積極的に参加すべきこと、そして３点目が、教師の業務から負担軽減を推進すべきことという、この方針が組み込まれているはずでございます。具体的な取組として、ＣＳの関係の取組であるとか、また、地域への部活動移行というようなことも進んでいると認識しておりまして、これらをより一層具体化、この３分類を具体化、実施していくために、各校であるとか、各地方自治体が求められている段階だというふうに考えております。この陳情につきましては、改めて教職員の皆様への感謝を申し上げるわけでございますが、この意見書で上げようとしている１から５につきましては、既に教職員の確保、働き方、処遇改善を求め、現在も国において、この点を含めた対応策に広く取り組まれてきているものと認識をしておりまして、不採択を主張させていただきます。

○塚田委員長　次に、三木委員。

○三木委員　私は、不採択の立場から討論いたします。お話しいただきました教職員の負担軽減や、子どもたち一人一人に目が届く教育環境を整えることは、大変重要な課題であると認識しております。一方で、国においては、教職員定数の改善や、それから支援体制の充実など、具体的な取組が既に進められているところであります。また、学校現場の課題については、教職員数だけでなく、業務そのものの見直しや、それから、支援スタッフの配置などを、また、先ほどちょっと答えていただいた地域との関わりも含めて、総合的に考える必要があると思います。まずは、こうした国の施策等々が教育現場にどのような効果をもたらすのか、また、米子市の学校現場にどのような課題が残されているのかを確認した上で、さらに、国に何を求めるのか、何を求める必要があるのかをしっかりと判断すべきであると思います。現時点では、本陳情に掲げられた内容そのまま米子市議会として国に求めることについては、慎重であるべきだと私は考えます。以上の理由から、本陳

情については不採択とさせてください。以上です。

○塚田委員長　次に、前島委員。

○前島委員　私は、不採択の立場で討論をさせていただきます。教職員の働き方改革や教育環境の充実という問題意識については、非常に私も重要だと認識をしておりますが、今回の陳情内容、陳情に掲げられております各５つの項目について、この文言のまま米子市から国に求めるっていうだけの必要性であったりだとか、そこは十分に判断がまだできない部分でもありますし、国の動きもありますので、今陳情については不採択という立場で考えております。以上です。

○塚田委員長　次に、錦織委員。

○錦織委員　私は、採択を主張したいと思います。理由は、部活動指導の地域移行や、タブレットを使った授業、ＩＴ化などによって教員の働き方は随分変化してきたと思います。しかし、子どもたちを取り巻く貧困、いじめ、不登校といった多様な課題、こういったものへの対応は、民間等との連携などもありますけれども、現場では、やはり生身の教員です。教員が多忙のために心身をすり減らすようなことがあれば、やっぱり子どもたち一人一人に向き合って、寄り添い、人間としての成長を促し、また、学力向上に促すということは、やっぱりやりにくくなるということだというふうに思います。今紹介があったように、国の基準が増えると、今、自治体独自で上げている財源、それに充てている財源、先ほど、例年、令和７年度実績で計６，２００万円が３０人以下学級をするために米子市が出していると、こういった財源が、トイレの洋式化だとか、エアコンの設置を早期に実現するとか、そういうところに回せるという利点もあります。ですから、今、この陳情を採択して、やっぱり国に意見書を上げるということが大事だというふうに思います。以上です。

○塚田委員長　次に、伊藤委員。

○伊藤委員　私も採択を主張したいと思います。現在、学校現場では、多様化する児童生徒の課題への対応や不登校、特別支援教育へのきめ細やかなケアが求められておりまして、小・中学校における少人数学級の実施と教職員定数の抜本的な改善は、待ったなしの状況だと思っております。県、市においては、子どもたちの教育環境を守るため、独自に少人数学級推進などの施策に取り組んでくださっておりますが、そのために投じられている市単独の負担額は、先ほど答弁にございましたとおり、令和７年度実績で、小学校が約３，６００万、中学校が約２，６００万、合計で、年間６，２００万円にも上ります。本来、義務教育の根幹を支える教職員定数の確保や教育条件の整備は、国の責任において措置されるべきものだと思います。本来、国が負担すべき定数が不足しているために、地方自治体が多額の独自財源を繰り出して補わざるを得ない状況は、地方財政を大きく圧迫するものだと思います。

また、現場の教員不足や苛酷な勤務環境は、教育の質の維持のみならず、子どもたちの安全・安心な学校生活そのものを脅かす深刻な課題でございます。教員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、魅力ある学校教育を維持するためには、定数改善に向けた国の法的財政措置が不可欠でございます。本市が単独負担に頼ることなく、安定的かつ持続可能な教育環境を米子市の未来の子どもたちに提供していくためにも、米子市議会から国に対して地方自治法第９９条に基づく意見書を提出し、国の責任による教職員定数の増員と少人数学級化の全学年早期実現を求めることは、米子市の責務と考えております。以上の理

由から、本陳情に採択いたします。以上です。

○塚田委員長　討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第４号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、錦織委員〕

○塚田委員長　賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第４号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果につきましては、先ほど、各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長　御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本件は終了いたします。

長尾様、本日は御出席いただきありがとうございました。長尾様、御退席ください。

〔長尾氏（参考人）が退席〕

○塚田委員長　次に、議案第９４号、財産の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

前畑こども施設課課長補佐。

○前畑こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐　そういたしますと、議案第９４号、財産の取得について、御説明いたします。説明は、議案資料の１５ページと１６ページで行いたいと思います。

こちらにつきましては、国のＧＩＧＡスクール構想に基づきまして、令和２年度に配備した小学校教職員用タブレット端末について、耐用年数の経過に伴う更新を行うため６５４台を購入するものでございますが、予定価格が２，０００万円以上の財産の取得でありますので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。取得する財産の表示、取得価格及び契約の相手方につきましては、議案に記載のとおりでございます。

また、本日の資料、議案第９４号「財産の取得について」参考資料のほうには、購入するタブレット端末のカタログをお示ししておりますので、御参考としていただければと思います。

説明は以上です。

○塚田委員長　当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第９４号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長　御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第９５号、財産の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川学校給食課長。

○長谷川学校給食課長　議案第９５号、財産の取得について、御説明申し上げます。議案書１７ページを御覧ください。

本件は、米子市立第二学校給食センターで調理された学校給食の配送を受ける米子市立学校給食用の食器等として取得するものでございます。購入に当たりまして、予定価格が２,０００万円以上となることから、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。財産の表示、取得の目的、取得額は記載のとおりでございまして、令和８年７月２８日に指名競争入札を実施しましたところ、１８ページになりますが、ホクサン厨機株式会社米子営業所が落札いたしました。その後、８月４日にこちらの事業所と仮契約を締結したところでございます。

説明は以上でございます。

○塚田委員長　当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第９５号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長　御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前１１時１１分　休憩

午前１１時１３分　再開

○塚田委員長　民生教育委員会を再開いたします。

次に、教育委員会から２件の報告がございます。

初めに、美保中学校区義務教育学校整備事業の今後のスケジュール等について、当局の説明を求めます。

金川教育委員会事務局長。

○金川教育委員会事務局長　それでは、美保中学校区義務教育学校整備事業の今後のスケ

ジュール等につきまして、資料に沿って御説明いたします。

まず、１番、事業の進捗状況でございます。（１）ハード整備の状況でございますが、用地の造成工事、建築実施設計、水路改修、ともに順調に進捗をしております。造成工事につきましては、令和９年６月に完了予定、建築実施設計につきましては、令和９年３月完了予定としております。また、水路改修、学校敷地の雨水・生活排水の排水先、作兵衛川の水路改修につきましては、現在、事前の工損調査を実施しているところでございます。

続きまして、（２）ソフト整備の状況でございます。校名選定につきましては、本年４月から６月に校名候補案の公募を実施しまして、２１２件の応募がございました。現在、候補案を基に開校準備委員会で校名候補の選定を進めているところでございます。今後は、今年度中に、教育委員会にて校名案を決定することとしておりまして、その校名案につきましては､学校設置に関する条例の改正案を持って市議会にお諮りする予定でございます。

次に、通学路及びバス通学の状況でございます。令和７年度から開校準備委員会の教育環境部会を開催をしておりまして、通学路につきましては、現地調査を踏まえた想定通学路の検討、バス通学につきましては、よねぎーバスの活用による通学バスの運行について検討を進めているところでございます。

次に、２番、今後のスケジュールについてでございます。次のページ、別紙１を御覧ください。現在、先ほども御説明しましたとおり、敷地の造成工事、校舎の建築実施設計については、前倒しをして進捗をしているところでございます。現在の予定で申しますと、令和１０年度に建築工事の着工を予定しているところでございますが、現在の状況によりまして、令和９年度の着工が可能な状況になってきているところでございます。新校舎の建築工事でございますが、最短で２年５か月の工期となる見込みとなってございます。この間の社会情勢による不確実性ですとか、物価上昇、そういったリスクを可能な限り排除をしまして、事業を円滑に進めるために建築工事の前倒しを行いまして、まずは、令和１２年４月の開校を見据えたスケジュールで進めていきたいと存じます。なお、社会情勢や国際情勢の急変、あるいは、大規模災害といった本市の対応の範疇を超えるような不測の事態によりまして、新校舎の完成が今回の令和１２年４月の開校目標時期以降となる場合には、国の補助制度の要件として、統合前３事業年度内の事業完了というものがございますので、令和１２年４月に学校設置に関する条例上の開校、いわゆる名目統合が必要となると考えております。この場合におきましては、教職員は義務教育学校１校の配置基準に基づいて配置されますために、前期課程、小学生につきましては、既存校舎のうち１校を使用して運営、後期課程、中学生につきましては、現在の美保中学校にて学校運営ということを想定をしております。

なお、繰り返しになりますが、名目統合は、あくまでも不測の事態が生じた場合の対応でございまして、建築工事の実施に当たりましては、本市の営繕課など全庁的に関係部署が一丸となりまして工事管理や進捗管理を徹底し、遅れが生じることがないよう進めてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

○塚田委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

錦織委員。

○錦織委員　１点だけお聞きします。通学路及びバス通学っていうことなんですけれども、この開始時期によねぎーバスを活用するという今計画なんですが、大体何人ぐらいの予定ということで組んでおられるんでしょうか、児童ですね、児童生徒か。

○塚田委員長　遠藤教育委員会事務局主査。

○遠藤教育委員会事務局義務教育学校準備担当主査　よねぎーバスを活用するということでございますが、現在、教育環境部会のほうで、まだ案ではございますが、バス通学の対象者のほうを、低学年１、２年生の児童で、学校からの自宅までの距離が実測２キロ以上の子どもたちを対象にしてはどうかというような案を今つくっております。その中で、現在想定をしております子どもたちの数、３地区合わせまして十七、八名を想定しております。バスのほうは、現在、２台活用することを想定しておりますので、今の人数ですと、子どもたちが座って登校できるというふうに考えております。以上です。

○塚田委員長　錦織委員。

○錦織委員　低学年は１７、８名ということで、中高学年はどうなんでしょうか。

○塚田委員長　遠藤教育委員会事務局主査。

○遠藤教育委員会事務局義務教育学校準備担当主査　中学年、高学年につきましても、各学年７、８名ぐらいというところでございます。現在、低学年というところですけれども、全学年を対象としました場合、１台のバスで１便ではなく、２便、３便ということも考える必要があるというふうに考えておりますが、２便、３便になりますと、一番最初の便の子どもたちの登校、自宅を出る時間が大変早くなりますので、そういったことも教育環境部会のほうでは考慮しながら、今検討を進めていただいているところです。以上です。

○塚田委員長　錦織委員。

○錦織委員　恐らく歩いて通うっていうのはなかなか遠いなっていうふうに思うので、皆さんがバスに乗られるということなんですけども、ちょっと相当なまだ検討が必要だなというふうに、お話聞いて思いました。

それで、中学生は大体自転車通学ということで考えておられるということですね。

○塚田委員長　遠藤教育委員会事務局主査。

○遠藤教育委員会事務局義務教育学校準備担当主査　中学生につきましては、現在の美保中学校の通学が、全ての子どもたちが徒歩または自転車というふうにしておられます。中学生につきましては、中学校区に変わりがないということ、また、現在の中学校の場所よりも義務教育学校の場所が校区の中心のほうに移動いたしますので、これまでどおりの通学方法でいいのではないかというふうな話合いを進めておられるところです。以上です。

〔「分かりました」と錦織委員〕

○塚田委員長　よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前１１時２１分　休憩

午前１１時２２分　再開

○塚田委員長　民生教育委員会を再開いたします。

次に、令和７年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について、当局の説明を求めます。

永榮子ども政策課長。

○永榮こども政策課長　令和７年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御報告申し上げます。

初めに、資料の１ページを御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、米子市教育委員会における事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いましたので、御報告するものでございます。

資料の２ページ以降が報告書となっております。

少し進みまして、４ページを御覧ください。右下に括弧書きでページを付しておりますが、こちらがＳｉｄｅＢｏｏｋｓのページになりますので、こちらのページを使って御説明をさせていただきます。

まず、４ページ、１、点検・評価の目的でございます。目的は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうとするものでございます。

続きまして、２、教育委員会の構成及び会議の開催状況から、ページ飛びまして、１０ページの６、教育委員会事務局の主な担当業務までにつきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、１１ページを御覧ください。７、点検・評価と米子市教育振興基本計画との関係についてでございます。令和４年２月に策定しました米子市教育振興基本計画は、計画期間を令和４年度から令和８年度までとしております。この計画において基本目標の実現に向けた１８の基本施策について、教育委員会がその推進状況や課題等を踏まえて点検・評価をいたしました。なお、公民館に関する事務につきましては、令和４年度から市長部局へ移管し、教育委員会の所掌事務ではなくなったことから、教育委員会では点検・評価は行っておりませんが、計画の進捗状況を図るため、報告書には併せて記載をしております。

次に、少しページ飛びまして、１３ページを御覧ください。９番、点検・評価結果の概要を記載しております。まず、（１）総合評価でございますが、令和７年度は１８の基本施策について、順調なものＡは１１件、おおむね順調なものＢは７件、目標達成されたものＳ、やや遅れているものＣ、遅れているものＤはございませんでした。令和６年度の取組状況と比べまして、評価がＢからＡに上がった施策も複数あり、全体としてはおおむね順調に進捗したものと評価しております。

次に、（２）基本施策ごとの評価でございますが、教育振興基本計画の４つの基本目標ごとに各基本施策の評価、教育委員及び学識経験者の意見、指摘事項等を記載しております。

続きまして、１９ページを御覧ください。１０番、学識経験者の知見でございますが、教育委員会としての点検・評価の結果をまとめるに当たりまして、点検・評価の客観性を高めるために、教育に関して学識経験を有する方々の知見を活用することとしております。いただいた知見につきましては、２１ページからある基本施策ごとの点検・評価票、様式１の下部に記載しております。

次に、２０ページをお開きください。１１、点検・評価票でございますが、２１ページ以降に基本施策ごとの点検・評価票を掲載し、その次のページ以降に該当する個別事業を

掲載しておりますので御確認ください。

今後、この点検・評価の報告書につきましては、ホームページで公表することとしております。

簡単ではございますが、報告書の概要について、説明は以上でございます。

○塚田委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

矢田貝委員。

○矢田貝委員　すみません。お尋ねします。説明いただきました（11）ページのところなんですけれど、公民館に関する事務について、令和４年度から市長部局へ移管し、教育委員会の事務所掌ではなくなったので、教育委員会では点検・評価を行わないということで、毎年この文章ってあるような気がしております。このことについては、学校が地域とともに子どもを育てていくっていうところの拠点となって、地域の皆様と一緒に進めていくわけですけれども、このことが、公民館に関する評価を教育委員会のこの場でしないということについて、ネックになっていることっていうのはないのでしょうかというところを確認させていただきたいと思います。特に、個別の案件については報告いただいてるんですけど、評価というところが、担当ではないというところで、コメントが入ってないというところ、ここは当局の中で工夫をされて、このことについてどうだったのかという、総合教育会議の考え方からしても、書かれてもいいのではないかなと思うんですけども、がしかし、一方で、この法律に基づいた上で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の法律にのっとると、この形では間違ってないと思うんですね。それがいけないと言っているんではないんですけども、このことについて違和感なり、改善が必要と思っていらっしゃることはないのでしょうか、伺います。

○塚田委員長　田中生涯学習課長。

○田中生涯学習課長　今お話をいただいた件についてですけれども、整理をさせていただきたいと思います。左側（10）のところに、生涯学習課、地域振興課、それぞれの担当業務のほうが記載がございます。先ほど来、出ております公民館の業務、市長部局に移ったのでというところでございますが、地域振興課の公民館担当で担っている業務につきましては、主に施設管理と人事管理のところになってきております。公民館が、先ほどお話しいただいた、例えばコミュニティ・スクールであるとか、地域における子育てですとか、地域福祉の取組等々といったところにつきましては、社会教育事業という呼び方をしてるとこ、していないとこございますが、公民館が拠点となってやっているということは事実でございます。この生涯学習課の生涯学習担当のところ、少し目を移していただきたいんですけれども、こちらのほうに市民講座等の開催ですとか、地域学校協働活動に関することというのがございます。こちらにつきましては、市全体で行うもの、もしくは学校、地域をフィールドとして行うもの、また、公民館をフィールドとして行っているもの、様々ございます。いわゆるソフト部分の評価につきましては、現行の生涯学習課における点検・評価の内部に含まれているものという認識をしております。地域振興課の公民館担当のところにつきましては、これは繰り返しになりますが、先ほど申し上げたとおり施設管理、人事管理が主となっておりますので、こちらにつきましては、この点検・評価からは外れているという認識でございます。以上です。

○塚田委員長　矢田貝委員。

○矢田貝委員　この評価が悪いとか、不足してるということではありません。法律に沿って評価されていて外しておられる、こういうのも理解できるんですけれども、例えば市長部局の（９）ページの中にありますスポーツ振興課であるとか、それから文化振興課にあります施設ですね、そういったものも含めると、もう少し全体として、教育に関するものっていうのが見直すチャンスというか、１年間を通して一括で分かるものっていうのの出し方っていうのもあるかなというふうに考えるところでありますので、ちょっと確認をさせていただいたところであります。若干違和感があります。

それと、もう１点ですけれども、（１４）ページですが、エアコンの設定温度が低過ぎるなど、適切な使用ができてない学校も見受けられるというような評価をいただかれて、引き続き節電に取り組むよう指導していただきたいという意見がありましたというコメントがありますけど、これっていうのは、実際にどのような中身で、カーテンであるとか扇風機の併用等をきちっとうたっていらっしゃるのかっていうのを、ちょっとだけ確認させていただきたいと思います。

○塚田委員長　前畑こども施設課長補佐。

○前畑こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐　昨年度も今年度も学校に対して通知を送っておりまして、換気を適切にしながらエアコンを適切な温度、２８度から２６度の設定で使うようにといったような内容の通知をして、節約して使うようにという取組を周知しております。

○塚田委員長　矢田貝委員。

○矢田貝委員　それで、室温は適温に保たれるのでしょうか、設定温度２８度とかおっしゃいましたけれども。具体的に学校を訪問させていただくときに教室にもお邪魔するチャンスをいただくんですけれども、暑いなって思うときもありますし、本当にこれが学習に適した室温なんだろうかなって思うところもあるわけです。この文章で気になったのが、引き続き節電に取り組むようという、そこの、本当に学習環境を整えるために節電っていうのが必要っていうか、どこまで重要視されていて、これをルールを守ることで節電につながってるっていうのが具体的に評価できるものではなくって、生徒たちがどのような環境で学習しているのかという視点がまずあってだと思うんですね。ここは少し意見として、疑問を持ってるということを申し上げさせていただきます。以上です。

○塚田委員長　ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員　学校における食育の推進というところで、８２ページですね。何度も同じようなのが繰り返し食育の推進のところで出てくるんですけど、ちょっと気になった点なんですが、学校における食育の推進というところで、取組状況の総括というところの、この表の課題・今後の対応というところで、栄養教諭が家庭科以外の授業にも関わり、教職員と協力して指導案や教材を作成・共有することで、指導内容の効率化を進めていく。また、食に関するカリキュラム・マネジメントの充実や評価方法の見直しというようなのが続くんですけれども、栄養教諭が家庭科以外の授業に加わるということは、今もされているのか、どういう関わり方をしているのかっていう点と、食に関するカリキュラム・マネジメントの充実や評価方法の見直しというふうにあるんですけど、この評価方法をなぜ見直さ

ないといけないのかっていうことについて伺います。

○塚田委員長　長谷川学校給食課長。

○長谷川学校給食課長　栄養教諭の食に関わる指導でございますけれども、家庭科以外でも、もちろん給食時間に関する指導ももちろんですけれども、いろいろな活動には参加しております。ちょっと今、手持ち資料でどういうのに出ているかっていうのはちょっと持っておりませんけれども、一応、家庭科以外ではなくても、小・中、一応教職課程に組まれておりまして、活動、出かけております。すみません、ちょっと今、手持ち資料がございません。

○塚田委員長　錦織委員。

○錦織委員　栄養教諭として配属されて、行事だとか、そういう何かのイベントだとか、そういったことについて関わるっていうのは当然のことだと思うんですけれども、何か専門外っていうか、一応教員免許持っておられるとは思うんですけども、何かどういう、それこそ働かされ方をしてるのかなっていうのが少し気になりましたので、後で、ちょっとこんなことを今現在はやってますということをお伝えいただきたいというふうに思います。

それから、その下の段の評価方法をなぜ見直すかっていうことも、今答えられなければ、また後日、これはお知らせいただきたいというふうに思います。

この食育の推進っていうことと関連があると思うんですけれども、やっぱり地元産、県内産の自給率ですね、やっぱりそれを向上させるというようなことが、やっぱりこの中でも取り上げられたほうがいいのではないかなというのは、私の意見です。以上です。

何かあれば言ってもらったらいいですけど、なければいいです。

○塚田委員長　何かお答えできることはありますか。

長谷川学校給食課長。

○長谷川学校給食課長　栄養士も食に関する指導、給食、学校訪問しておりまして、その指導の中で、地産地消も推進しております。残菜率にも結びついておりますので、もちろん地産地消だけではなく、いろいろ給食アンケートも取ったりしております。その中で、食育全般を取り組んで、先ほど栄養士の仕事のことをちょっと細かいことをお答えできませんでした。もう少し詳しいところをお調べして、お答えさせていただこうと思っております。以上です。

○塚田委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前１１時３９分　休憩

午前１１時４１分　再開

○塚田委員長　民生教育委員会を再開いたします。

次に、議案第９３号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び米子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長　議案第９３号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び米子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の１２ページから１４ページまでが議案になります。御覧ください。このたびの改正は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆるこども性暴力防止法の施行に伴い、国が定める家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正されたことを受け、市の基準条例につきまして、国の基準に従い、同様の所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

改正内容としましては、事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に、利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならないこととするものでございます。

この条例は、こども性暴力防止法の施行の日、令和８年１２月２５日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○塚田委員長　当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

錦織委員。

○錦織委員　例えばこの条例を改正することによって、米子市はどういうことに努めなきゃいけないということがありますか。

○塚田委員長　永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長　この条例改正によりまして、家庭的保育事業等、米子市では小規模保育事業所、事業所内保育事業所ですが、あと、乳児等通園支援事業、こちら市の所管になりますので、こういった施設が、この法の手続にのっとって適切に犯罪歴の確認の手順を定めてるとか、性犯罪防止のための研修を実施しているとか、あと、相談体制の整備等を点検項目として、監査の際に確認していくというところがございます。

○塚田委員長　よろしいですか。

〔「はい」と錦織委員〕

○塚田委員長　ほかにございますか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第９３号、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び米子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長　御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとお

り可決すべきものと決しました。

次に、こども総本部から１件の報告がございます。

米子市児童文化センター再整備基本構想について、当局の説明を求めます。

塚田こども総本部長。

○塚田こども総本部長　それでは、米子市児童文化センター再整備基本構想について御報告をいたします。資料を御覧ください。

このたび、児童文化センターの再整備に当たり、これまで市民からの意見聴取を通じて寄せられたセンターへの多様な思いや意見を踏まえるとともに、鳥取大学との共創による新たな魅力の創出にも取り組むことにより、米子の未来を担う子どもたちのための施設として、さらなる充実を図ることを基本方針といたしまして、米子市児童文化センター再整備基本構想を策定いたしましたので、御報告をいたします。

これまでの経緯といたしましては、センターの現状におきましては、施設の老朽化や施設の機能が現在のニーズに必ずしも合致していないという課題がございまして、その在り方について検討が必要な時期を迎えていたところでございます。

一方で、鳥取大学医学部附属病院の再整備を契機に、本市と鳥取大学との間での、同病院と湊山公園を一体として捉えたホスピタルパークとして、新たな地域資源を創出するという方向で検討を重ねているところでございます。また、これと併せて、先ほどの課題に直面しているセンターと、移転建て替えが必要な医学部体育館との一体的な整備による共創施設の再整備の可能性についても検討を進めてきたところでございます。

以下のとおり、２回のワークショップの開催やアンケートの実施、夏休みには子どもの意見を聞く取組として、絵画または作文の募集を行ったほか、児童文化センター運営委員会におきましても、検討情報を御報告いたしまして、市民の皆様の御意見や要望を伺っていただいてきたところでございます。

次に、２番の基本構想の内容についてでございます。次のページの別紙を御覧ください。米子市児童文化センター再整備基本構想でございます。１番の趣旨といたしましては、先ほど経緯の中で御説明をいたしましたとおり、検討を進めてきたところでございますが、これまで市民の皆様からの意見聴取を通じて寄せられましたセンターへの多様な思いや意見を踏まえるとともに、鳥取大学との共創による新たな魅力の創出にも取り組むことにより、米子の未来を担う子どもたちのための施設としてのさらなる充実を図ることを基本方針として、米子市児童文化センター再整備基本構想を策定いたします。

２番の現状と課題でございますが、１つ目として、施設の老朽化と現在のニーズへの対応と、２つ目として、天候に左右されない子どもの遊び場の確保でございます。

次に、３番の市民意見につきましては、センターの再整備を検討するに当たり、実施をしましたワークショップやアンケート等におきまして、市民の皆様から寄せられた主な意見、要望は次のとおりでございます。

次のページに移っていただきまして、このような御意見を踏まえまして検討いたしました結果、４番の基本コンセプトを設定いたしました。基本コンセプトといたしましては、「学び・遊び・つながる　みんなのワクワク体験空間」でございます。再整備に当たり、センターが長年培ってきた学び・遊びの機能と、鳥取大学との共創により期待できる新たな全天候型の遊び場などの機能を融合することで、人々が集い、多様な体験を通じてつな

がり、次世代を担う子どもたちが健やかに育つための魅力あふれる施設を目指していきます。

このコンセプトの具現化に向けて、以下の３つの基本テーマを設定いたしました。１つ目として、文化や科学を楽しむ機会の提供、２つ目に、全天候型の子どもの遊び場（体育館機能）の確保でございます。３つ目といたしまして、鳥取大学との共創によるさらなる魅力の創出でございます。

次のページを御覧ください。５番の整備概要でございます。（１）番の整備場所といたしましては、現敷地と日本庭園の一部を活用することとしております。現敷地への再整備を基軸といたしまして、また必要な用地の確保に向けて、隣接する湊山公園用地のうち日本庭園部分の一部活用による再整備についても、併せて検討することとしております。文化財である清洞寺跡の未来への継承と、庭園景観を生かした再整備の可能性についても基本計画において検討いたします。

２番の整備手法でございます。案Ａ、建て替え（共創施設の新築）、案Ｂ、センターの大規模改修・機能強化及び増築と鳥取大学との共創施設（体育館機能）を併設といたしております。整備に当たりましては、老朽化への対応や多様なニーズへの対応に加え、整備手法の選択による事業費への影響や工事期間中における代替機能などの確保など、解決すべき課題がございます。このため、本構想段階におきましては、案Ａ、案Ｂの２つの整備手法を併記いたしまして、両案を詳細に比較・検討した上で、基本計画において最適な整備手法を決定することといたします。

３番の整備機能（基本的な機能）についてでございますが、機能といたしましては、児童図書室、これ、自習室も兼ねます。プラネタリウム（天体観測室）でございます。多目的（交流）スペース、そして体験活動スペース、乳幼児の遊び場、屋内運動場、そして屋外広場を備えるものと考えております。

最後の次のページに参りまして、最後に６番の今後の想定スケジュールでございます。本構想に基づきまして、整備内容をさらに具体化をいたしました基本計画を令和９年３月に策定し、令和９年度以降、設計業務等に着手する予定としております。１０月には鳥取大学との共創施設整備に係る基本協定の締結をすることとしております。１２月には基本計画案を提示をいたしまして、パブリックコメントの実施を予定をしております。以上が基本構想でございます。

委員会資料１ページ目にお戻りをいただきまして、３番の今後の想定スケジュールにつきましては、先ほど述べましたとおりでございますが、このほか基本計画の策定に向けまして、センター職員さんやクラブ活動の講師、お世話になっている方を対象といたしました意見聴取などの機会を設けることとしております。報告は以上でございます。

○塚田委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

錦織委員。

○錦織委員　最後のほうに、今後クラブ活動の指導者だとか、施設側の職員などにも意見聴取をするということを言っておられましたけど、それは何回目でしょうか、何回目の意見聴取になるんですか。

○塚田委員長　塚田こども総本部長。

○塚田こども総本部長　これまでアンケート調査等を実施をしておりましたので、御意見をいただける方にはいただいてると思いますけれども、直接お話を聞く機会を設けるのはこのたびが初めてでございます。

○塚田委員長　錦織委員。

○錦織委員　まず、それがこの問題というか、この児童文化センターの再整備構想について、一番聞かなきゃいけないところを今聞くっていうのが、半年も過ぎてから聞くっていうのが、正式に聞きますっていうのでは、ちょっとやり方がまずいんじゃないかなっていうふうに思います。それで、聞く気がないのか、まず共創施設を推進していこうというときに、やっぱり今、一生懸命、いろいろ課題はあるかもしれないけど、今現在やってる人の意見を今頃になって聞くのかっていうので、ちょっと驚きましたけども、そういうやり方を米子市はするんですか。ちょっとそれではまずいと思います。

○塚田委員長　伊澤副市長。

○伊澤副市長　委員の御指摘、少し誤解をしておられるように思いますので、これまで全くその意見を聞いてこないということではなくて、例えばワークショップにしても、アンケートにしても、基本的には児童文化センターを舞台にして行わせていただいた。そういった中で、当然になりますが、現在指定管理という方法で米子市文化財団に長年にわたって管理していただいておりますし、さらには、委員よく御案内のとおり、それに御協力いただいてる多くのボランティアの皆様方もいらっしゃる。まさに市民の施設としてこれまで歩んできた歴史があるわけであります。そういった方々から断片的にはこれ意見をお伺いしてるわけでありますけども、米子市としてどういう方針で進むのかということが決まらない段階で、踏み込んだ意見だけ聞くっていうのは、逆に言うと無責任だということになります。したがって、これまでも断片的な御意見は聞いてきてるわけでありますけども、いよいよこの基本構想を議会にも御報告して、こういう方向性で向かいたいと。まだ場所とか、あるいは建築・整備の手法とかは選択肢に残しておりますけども、基本的な機能、考え方、そういったようなものを市として整理をして、そして、これから当然、市民の皆様方にもパブリックコメント等で意見を聞いてまいりますし、改めて運営等に関わっていらっしゃる皆様方にもきちんと御意見を聞くという段階を踏んでいくと、このように我々は考えております。以上であります。

○塚田委員長　錦織委員。

○錦織委員　ここで論争してもどうかと思うのですけれども、一応方向性が決まったから、決まるまで向かい合うっていうのは､むしろそれは無責任だという御発言でしたけれども、でもやっぱり、もう数か月もたって、半年以上もたってから正式に聞きますというのは、私は手法としては間違っているというふうに思います。

それで、少しほかのことについてもお聞きしたいんですけれども、ちょっとよく分からないっていうのがあるんですが、全天候型の子どもの遊び場っていうのは、これまでも議会でもいろいろと皆さんのほうから、こういうものが米子市足らないという声をよく聞いてるので、そういう施設の整備っていうのは私も必要だというふうに思います。今、現在、児童文化センターの多目的ホールって呼ぶんですか、ちょっと名称が今は忘れたんですけど、そこで学習したりとか、それから、低学年、赤ちゃんだとかも一緒に遊んだり、何ていうんですかね、踊ったりとか、本を読んだりとか、そういったところを使ってるんです

けど、それとは別に、天候に左右されない子どもの遊び場っていうのは造るのか、それと、天候に左右されない子どもの遊び場と体育館っていうのは同じものなのかっていう、ちょっとその区別がよく分からないんですよ。教えてください。

○塚田委員長　金川こども総本部次長。

○金川こども総本部次長　今回の全天候型の遊び場でございますが、これまでとはちょっと規模感が違うところで、例えば子どもたちが走り回ったりもできたり、あるいは大規模な遊具を置いたりということも想定をした、今までにない新たな遊び場として想定をしているものであります。これにつきましては、なかなか単独での実現というのは困難なところではございましたが、このたび鳥取大学体育館との、体育館の機能、共創施設としての設備ということもありますので、こういったことを具現化したいということで設定をしているものでございます。以上です。

○塚田委員長　錦織委員。

○錦織委員　それは体育館とは別にですか。

○塚田委員長　金川こども総本部次長。

○金川こども総本部次長　施設としましては、鳥取大学の体育館と併せた形の施設というものを想定をしております。以上です。

○塚田委員長　錦織委員。

○錦織委員　何かコンテか何かがないと、ちょっともう一つよく分からないんですけれどもね、結局体育館らしきものの中に、大規模な屋内施設を置けるような場所も設置するというか、共同でやるっていうことですか。

○塚田委員長　金川こども総本部次長。

○金川こども総本部次長　現時点でのイメージにつきましては、今、委員がおっしゃったようなものを想定をしております。

○塚田委員長　錦織委員。

○錦織委員　それと、これまでは日本庭園のほうには影響しないようなこともあったんですけど、これは日本庭園の一部なのか、日本庭園に向かうところの、何ていうか、少し歩道っていうんですかね、児童文化センターの裏に、駐車場に向かう道路の横に少しスペースがあるかなと思うんですよ。そこら辺のことをちょっと想定しておられるんですか。

○塚田委員長　金川こども総本部次長。

○金川こども総本部次長　日本庭園の一部、まだどの程度を活用するかというものは確定をしたところではありませんが、基本的には今の清洞寺の岩の辺りについては残すような形、それ以外の部分をどの程度活用するかっていうのを基本計画のほうで定めていくということで考えております。

（「はい、以上です。」と錦織委員）

○塚田委員長　よろしいですか。

ほかにございませんか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員　３点ほど確認というか、教えていただきたいんですけども、説明資料の２ページ、鳥取大学が掲げるホスピタルパーク構想と連携っていうところなんですけども、どのようにホスピタルパーク構想と新たな児童文化センターの再整備基本構想が連携して

いくのかというのがちょっとイメージしにくいんですね。どの部分が連携できると思っていらっしゃるんでしょうか。

○塚田委員長　塚田こども総本部長。

○塚田こども総本部長　冒頭の経緯のところでお話をさせていただきましたけれども、鳥取大学さんとの病院と湊山公園を一体としたホスピタルパークとしての新たな地域資源をつくりだせないかというようなことで今、検討が進められてまして、その中で、体育館機能も一緒にした共創施設というところを今、検討してきたところでございます。

○塚田委員長　伊澤副市長。

○伊澤副市長　委員の御質問の趣旨を取り違えている可能性がありますので、もし違ってたら違うというふうに後で御指摘いただければと思いますが、ホスピタルパーク構想というのは、以前にも議会のほうでも御報告したとおり、病院の再整備をただ単に病院の再整備にとどまらせない、まさに地域のまちづくりの資源として使っていくと。もっと分かりやすく言いますと、病院というのは限界もありますけど、今もそうですけど、直接病院に用がなくても、病院の機能、例えばレストランとか、食事、いわゆる喫茶、そういったようなものの機能にお立ち寄りのお客様も結構いらっしゃる。今でもいらっしゃいます。一方で、今回整備するに当たっては、用地の提供と併せて湊山公園のリニューアルということもやっていく。そこにさらに、今回御報告している児童文化センターというのがさらに加わってくるわけでありますが、要は、病院を病院だけの機能で使うんではなくて、病院と公園、それは病院にとっても公園は、何ていいましょうか、資源でありますし、市民にとって病院というのが、病気あるいは医療の場としてだけ行く場所ではなくて、まさに、時に憩いに、時に時間消費に、時に楽しみに行くような、それは公園と、分かりやすく言うと、病院の中にも一定の飲食とか、休憩するようなスペースも当然造ってまいります。そういったようなものを公園利用者が利用する。逆に言うと、病院利用者も公園の機能を利用する。そういったものが一体的に地域資源として成立するんじゃないかというのがホスピタルパーク構想の基本的な考え方。これに、さらに児童文化センターが加わることによって、例えば、これ、ちょっとまだ、これから基本計画で整理していきますんで、本当にどんなことができるかっていうことはこれからの検討になりますが、病院の整備計画とうまく歩調を合わせることが、したいと思ってますけど、できれば、児童文化センターを御利用の、例えば保護者の皆様、あるいはお子さん方も、お昼どき、食事を取りに、病院の例えばそういった飲食機能を使う。あるいは逆のパターンもあるかもしれません。仮に児童文化センターに何らかの飲食機能、あるいは休憩機能みたいなものを整備できるとすれば、病院利用者の方がそっちを使いに行くと、こういう相互乗り入れの資源活用ができるんではないか。もっと言いますと、小児の医療が鳥大病院にありますので、小児医療でおいでになった子どもさん方、もちろん感染症とかいろんな制限がありますから、全く無制限ということはできませんけど、医療的に許される範囲であれば、そういったお子さん方が診療時間の待ちとか、終わった後に児童文化センターも使っていくというようなことも十分あり得る話じゃないかなと。そういったふうに機能の間にフェンスを入れて仕切るんではなくて、お互いにその機能を利用し合う、こういったような考え方ができないかというのがホスピタルパークの考え方でありますので、そういったものがもしできれば、全体が一体となった新しい地域資源、地域の魅力になっていく、このような考え方に立って、

全体の調整を進めてまいりたいというのがホスピタルパーク構想の考え方であります。以上であります。

○塚田委員長　矢田貝委員。

○矢田貝委員　ホスピタルパーク構想については、湊山公園と一体化していくっていうところは、私なりには理解しているつもりなんですね。全国的にホスピタルパーク構想とか、ホスピタルパークって調べると、ネットの範囲なんですけれども、本当に病院の周りの自然を散策する場所っていうところを通してホスピタルパークって言ってあるようなんです。今回、米子がしようとしているのは、もしかしたら全国的にこの表現っていうのは、初の、本当に成功したら、本当に医大の存在が地域のまちづくりの勢いを増す、この整備につながっていくって大きな期待をするんですけど、そこと無理に、この児童文化センターと鳥大の体育機能、鳥取大学との体育館機能っていうところをあまり意識しないほうがいいんじゃないかなというふうに、私は米子市の立場としては、そうあるべきじゃないかなというふうに思っているので、この一文にちょっと引っかかったので確認をさせていただきました。

しかし、もしかして、鳥大の体育館っていうところを機能するっていうところで、財源で建て替えるにしても、改築していくにしても、かなり違う部分もあるんじゃないかなというふうに思いますんで、それが今後、具体的に見えてくるんじゃないかなというふうに思っているところなんです。

３ページのところで、整備手法のところで、事業費にその手法によって大きな違いがあるというふうに書いてあるんですけれども、そのこともＡとＢでどれぐらい、額面が出ないにしても、倍半分違うんだよとか、どれぐらいなんだっていうイメージがないと、選択も市民としても意見が言いにくいんじゃないのかなという思います。そこら辺は意見として申し上げておきたいというふうに思います。

また、市民からいただかれた案の中に書いてないなと思ったんですけども、災害時の対応、このことについて、建物の安全性、防災機能という部分についても意見があったというふうに仄聞しておりますので、その辺りについてもしっかりと整備手法の中に書き込んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思っていますということを意見として申し上げたいと思います。

最後に、同じ３ページ目の一番下、屋外広場というところについて確認です。建物の中にしっかりと全天候型の遊び場、スペースが持てれば、私は屋外広場というところについて、あえて考えていく必要があるのかというところまで踏み込んだ、これからの議論にしていくべきじゃないかなというふうに思います。しっかりと建物としてその機能があり、駐車スペースがあり、防災機能、安全面が確保されている施設であれば、あえてそれ以上に屋外にどれぐらいのものが必要なのだろうかというふうに思いますので、この書き方についても、基本的な機能の中に入れ込みたいという市の思いは分かりますし、私も大切な空間になってくると思うんですけど、このことについて、ほかの場所で充実させていくことも１つの案としてあるのではないかなというふうに考えております。これも意見でございます。以上です。

○塚田委員長　ほかにございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員　ちょっと私、このシルバーウイークは、児童文化センターに毎日のように長い間行ってましたので、いろいろ何か感じるところがありました。今回、日本庭園の一部という、スペースが広がるということでとってもありがたいなと思うんですね。米子市のいろいろ子育て支援の子育て支援センターなんかみんな狭いので、なかなか行きづらいとか、長時間滞在ができないというようなところがいろいろ声を伺います。大体入場者数っていうか、そこに来られる人の人数はどれくらいって思っておられるのかなと思って、もしお考えが今あるんだったら教えていただきたいなと思うんですけれども、児童文化センターって児童が中心だから、小学生以上っていうところですよね。だけど、今度は、児童文化センターというよりかは、全市民が、入院してる人もというようなことになれば、昨日もそうで、おとといもそうだったんですが、本当に赤ちゃんと、あと、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、みんなで来る。それも、まあまあ滞在時間が長いというようなところなので、そういうことも含めると、大体どれくらいの人数がいて、それだったら何かの入れ替わりしても、これくらいのスペースが必要だよというようなところが見えてくるのかなと思うんですけど、お考えを教えていただければと思います。

○塚田委員長　金川こども総本部次長。

○金川こども総本部次長　実際、新しい施設に来館される方がどの程度になるかということにつきましては、今後、基本計画とかで定める機能等によっても異なってくるとは考えております。当然、今の施設よりは多くの方々に集まっていただくということになると思いますが、その辺の機能等が定まった段階でどの程度の見通しになるかというのも、可能であればお示ししていきたいとは考えております。

○塚田委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　最後にしますが、御存じのように、境港のひまわりという子育て支援センターは、米子市が５０％ぐらい来てるっていうことで、そういうふうになれば、米子市民だけではなくって、周辺からも来られるというような、とってもわくわくするすばらしい施設になるのかなと思うと、そのように考えてます。十分見積もっていただいて、子どもは減るけれども、子ども１人に対しても家族が来るというようなことも考えていただいて、十分スペースをつくっていただきたいなと思います。私の要望ですけれども、日本庭園は、日本庭園の文化・歴史は残しつつ、もうあそこは本当に清洞寺の岩のところだけで、あとみんなここの施設に入れ込んだほうがいいんじゃないかなと思ったりします。駐車場も狭いですし。どうぞよろしくお願いします。以上です。

○塚田委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後０時１５分　休憩

午後１時１５分　再開

○塚田委員長　民生教育委員会を再開いたします。

市民生活部から１件の報告がございます。

行政窓口サービスセンターの廃止について、当局の説明を求めます。

小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長　それでは、行政窓口サービスセンターの廃止について御説明いたします。

当センターは、現在、市民一課にて開設しておりますが、当初は、平成４年に公務員週休２日制の導入による市民サービスの低下を軽減するため、証明発行窓口として米子市公会堂に開設いたしました。その後、センターの利用状況などを踏まえ、開所日や開所時間の縮小を行いながら約３４年間にわたり運営してまいりました。これまでも本委員会において経過を御報告させていただいておりましたが、このたびセンターの廃止について御報告いたします。

本市では、市民サービスと業務効率の一層の向上を図るため、ＤＸによる窓口業務の革新、行かない市役所の取組を推進してきたところです。その成果として、マイナンバーカードの普及に伴うコンビニ交付の増加などにより、当センターの利用が大幅に減少していること、さらには、令和８年１月からオンラインによる証明書交付受付を開始したことを踏まえ、令和９年５月末をもってセンターを廃止することといたします。また、移行措置として、令和９年２月から５月の期間は、月２回の開設へ縮小することといたします。

１のセンター等の利用状況の推移でございますが、センターでの証明交付通数は平成３０年度が１万３４通であったところ、令和７年度は１，１３７通となり、大幅に減少しております。一方、コンビニ交付通数は平成３０年度が３，７５８通であったところ、令和７年度は６万４６６通となり、大幅に増加しております。そのほか、各種証明書交付状況については表のとおりでございます。

続きまして、２のセンター廃止の時期及び移行措置期間の設定についてでございますが、まず、廃止時期につきましては、一般的には年度末とするところですが、十分な周知期間の確保や繁忙期対応の影響を勘案し、令和９年５月末といたします。また、センターの廃止に当たりましては、さらなるマイナンバーカードの普及促進を図るとともに、コンビニ交付などのメリットの周知にも努めてまいります。

次に、移行措置期間は令和９年２月から５月とし、開設日は現行の毎週日曜日から第２・第４日曜日に変更いたします。これは、段階的に縮小することで、センターの廃止やコンビニ交付の利用方法などの周知期間を確保するとともに、市民の皆様の混乱を避けるために行うものです。

なお、移行による御不明な点や御不安な点を感じられる方のサポートとして、電話相談の受付を行います。例えばコンビニ交付の利用方法やマイナンバーカードの取得方法など、丁寧に説明してまいります。また、移行期間中の利用者の動向や課題の確認を行いながら、センター廃止後の市民一課窓口の体制整理等につなげてまいります。

続きまして、３の廃止に向けた今後の対応についてでございますが、行政窓口サービスセンター設置規則の廃止及び関係規則の改正を行うとともに、本市ホームページ及び市報への掲載、窓口におけるお知らせなどにより、市民の皆様への周知に努めてまいります。

センターの廃止及び移行措置期間の設定に当たりましては、十分な周知や利用者へのサポートなどを行い、市民の皆様が混乱されることがないよう、丁寧に対応してまいります。説明は以上でございます。

○塚田委員長　当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

錦織委員。

○錦織委員　この数字を見ると、平成３０年の１０分の１という近い数字になってはいますけれども、私は少なくとも予約対応などの措置は当面必要ではないかというふうに思います。まだ全廃する時期ではないというふうに思います。このことについてどう思われるでしょうか。

○塚田委員長　小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長　今この資料では１，１３７通の交付としておりますけれども、1日当たりの交付通数が今年度は８月末までで１３通にとどまっておりまして、お客様も来庁者数としましても、今年度、４月から８月までは１日平均１０人にとどまっております。こういった状況の中で、今後はマイナンバーカードの普及とコンビニ交付、あと、オンライン申請のほうにかじを切っていきまして、市民の皆様が、こういった仕組みを便利にどんどん使っていただけるように、そちらのほうに力を入れてまいりたいと思っております。予約対応などは現時点で考えておりません。以上でございます。

○塚田委員長　錦織委員。

○錦織委員　数が少なくなったので、お知らせをしながら廃止にという、そういう方針なんですけれども、私は少なくとも予約対応というものをしていくっていうことは、米子市としても大事なことじゃないかなっていうふうに、これは意見として申し述べておきます。以上です。

○塚田委員長　ほかにございませんか。

岡田委員。

○岡田委員　すみません、これ、廃止されていくということなんですけど、これって、実際に今、例えばどれぐらいコストがかかっておられて、これをやめるということで、どれぐらい財政的な効果っていうのがあるのかっていうのは算出しておられますか。

○塚田委員長　小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長　センターの運営経費についてのお尋ねでございますが、令和７年度の実績でございますが、主に人件費になりますが、８７万２，０００円程度でございます。したがいまして、センターの廃止によって、この金額が効果として上がってくるものと考えております。以上です。

○塚田委員長　岡田委員。

○岡田委員　金額多い、少ないは別にして、そういう財政効果っていうのは重要なことだと思いますし、あと今、そこで働いておられる方っていうのは、どこかにまた部署を移っていかれるということになるんですか。

○塚田委員長　小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長　センターで勤務している職員の今後についてでございますが、現在も市民一課のほうで勤務している会計年度任用職員ですとか、任期付の短時間勤務職員が勤務しておりまして、これがセンターの勤務がなくなることによって、振替を平日に取っていたものがなくなって、平日に市民一課にて勤務をするということですので、今すぐに現時点で人が減るというようなことは考えておりません。以上です。

○塚田委員長　岡田委員。

○岡田委員　ぜひ、そういうニーズが少なくなってきたということで廃止をする、一面で

は全くゼロというわけじゃないですから、利用客がですね。ですけども、そういうことをすることによっての財政効果と、それから、そこに人員を配置しなくてもよくなるということとかですね、その中での働き方改革とか、そういったようなものにつなげていっていただけると、よりよい市民サービスに最終的にはつながっていくんじゃないかなというふうに思いますんで、私はそういうふうに了としたいというふうに思います。以上です。

○塚田委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長　ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を閉会いたします。

午後１時２５分　閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

民生教育委員長　　塚　田　佳　充